

富山県建設工事検査技術基準

検 第 3 号
平成 13 年 3 月 15 日
出納事務局長通知

(目的)

第1条 この基準は、富山県が発注する建設工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、適切で的確な検査の実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事を対象として、契約図書に基づき、実地において行うものとし、別表1(建築・設備工事においては別表1-2を含む)に掲げる検査確認票の確認項目について行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と、契約図書とを対比し、別表2に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表4に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、おさまり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、目視、観察により行うものとする。

(出来形及び品質の合格値)

第7条 出来形及び品質検査の合格値は、設計図書に定める規格値のほか、土木工事については、別に定める「農林水産部土木工事施工管理基準」又は「土木部土木工事施工管理基準」に掲げる規格値をすべて満足するものとする。ただし、既設構造物又は関連する他の工種により制約を受けるものと認められる場合はこの限りではない。

附 則
(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 30 日付け 検第 10 号（出納事務局長通知）富山県農林水産部土木工事検査技術基準（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 平成 10 年 3 月 24 日付け 検第 8 号（出納事務局長通知）富山県土木部土木工事検査技術基準（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 4 平成 11 年 3 月 31 日付け 検第 9 号（出納事務局長通知）富山県土木部建築・設備工事検査技術基準（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この技術基準は、平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この技術基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、平成 30 年 7 月 9 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

附 則

この技術基準は、令和 8 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に契約を締結した工事に適用する。

別表1

(R6.10.1以降契約工事に適用)

完 成 ・ 出 来 形 ・ 中 間 檢 査 確 認 表

工事番号	検査日		検査員氏名	確認状況				
確認事項			確認状況					
項目	中項目	細目	内容		適	不適	指導	摘要
施工体制	施工体制一般 関係チェックリスト 01, 02, 06, 07, 08, *09, *10, 11, 12, *13, 14, 15, 16, 17	評項 09" 施フ 13	施工体制台帳、施工体系図が整備されている。(施工体制台帳等(写し)提出書の内容)					
		評項 13" 施フ 09	建設業退職金共済証紙の配布が受け払い簿等により適切に管理されている。					
			作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図等で確認できる。					
		施フ 16	下請けの施工体制、施行状況を把握し、部下等とともによく指導している。					
		施フ 17	建設業許可票の標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。					
	重点確認項目	CD-R等(1組* 1枚)						
		電子納品取組 ①発注図 ②打合せ簿 ③施工計画書 ④完成図 ⑤写真 ⑥その他						
施工状況	II配置技術者 関係チェックリスト 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 30	現場代理人	施フ 18	現場代理人として常駐し、工事全体を把握している。				
		主任(監理)技術者の専任	施フ 27	工事に係る技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。				
		専門技術者	施フ 20	専門技術者を配置している。				
		重点確認項目	監理技術者資格者証、講習有効期限					
			下請業者の主任技術者(専任・非専任)					
			作業主任者の選任(各資格者の配置)・掲示					
施工状況	I施工状況 関係チェックリスト *31, 32, *33, *34, *35, *36, *37, *38, 39, 40, *41, 42, 43, *45, *46, 47	評項 01" 施フ 31	契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行っている。					
		評項 02" 施フ 33 36	施工計画書が着手前に提出され、所定項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映している。					
		施フ 35	工事期間を通じて施工計画書と現場の施工体制等が一致している。					
		評項 03" 施フ 34	工事期間を通じて施工計画書と現場施工方法が一致している。					
		評項 04" 施フ 33	計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。					
		評項 05" 施フ 37	工事材料の整理及び確認がされ、品質に影響が無いよう管理している。					
		評項 06" 施フ 38	品質確保のための対策など、施工に関する独自の工夫がみられる。					
		評項 07" 施フ 41	中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。					
		評項 08" 施フ 45 46	建設副産物の再利用への取り組みを行っている。					
		評項 11"	工事関係書類を不足なく簡潔に整備している。(工事写真・出来形管理・品質管理)					
施工状況	II工程管理 関係チェックリスト #48, 49, #50	施フ 48	工事写真・撮影項目、時期、頻度が適切であり、不可視部分が的確に判断できる。					
		施フ 49	出来形管理: 設計図書及び施工計画等に基づき適切に行われている。					
		重点確認項目	品質管理: 設計図書及び施工計画等に基づき適切に行われている。					
		施フ 50	社内の管理基準等が作成され管理されている。					
			産廃委託契約書(運搬・処分・マニフェスト)					
施工状況	III安全活動 関係チェックリスト #51, 52, 53, #54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, #61, 62	施フ 48	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(品質管理)					
		施フ 49	現場条件変更への対応、地元調整を積極的に実施している。					
		重点確認項目	実施工表					
		施フ 50	現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。					
		施フ 53	安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。					
		施フ 55	新規入場者教育を実施し記録が整備されている。					
		施フ 56	過積載防止に積極的に取り組んでいる。					
		施フ 61	保安施設等の整理・設置・管理が的確で記録が整備されている。					
		重点確認項目	安全ハトロール、安全ミーティング(KYK)等の実施内容と現場への反映					
IV対外関係等	関係チェックリスト 63, #64, #65	施フ 63	関係官庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。					
		施フ 65	隣接工事又は施工上関連する工事の請負者と相互に協力を実施している記録がある。					
		重点確認項目	地元住民等との施工上必要な交渉、施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。					
検査等の状況	創意工夫等	工事特性・創意工夫	工事特性(構造物の特殊性、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保、その他)					
	社会性等	地域の貢献等	創意工夫(施工・品質・安全衛生・施工管理・新技術活用、その他)					
	法令遵守等	事故・契約・法令違反等	周辺環境への配慮、現場環境の地域への調和、地域に密着した清掃活動等、災害時における地域への援助・救援活動の実施等					
	総合評価方式等	評価内容等	労災・第三者への損害事故等、一括下請の判明等、建設業法・リサイクル法・産廃法等					
検査等の状況	下請検査	評項 10"	技術提案に記載された事項の履行確認及び措置状況等					
			下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施している。					
検査等の状況	社内検査		検査回数(回)					
			検査回数(回)					

注: 1) 施工プロセスチェックリスト欄の#付き番号は、第二次評定者の採点項目であり、*付き番号は第三次評定者の採点項目である。

2) 重点確認項目欄は、工事内容の特色等により、検査員が独自に判断した確認内容を記載できるものとする。

別表2

工事実施状況の検査留意事項

(全工事共通)

項目	関係書類	検査留意事項	備考
1 契約書等の履行状況	請負契約(変更)書 共通(標準)仕様書 特別(特記)仕様書 設計図書(図面)等	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容が良く把握されているか。 指示、承諾、協議事項等の処理状況は良好か。 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況は良好か。 	共通(農林・土木) 標準(建築・設備) 特別(農林) 特記(土木・建築・設備)
2 施工体制	工事工程表 現場代理人等(変更)届 下請負 施工体制台帳 工事カルテの登録等	<ul style="list-style-type: none"> 工事工程表、現場代理人等届の提出時期、内容は適切であるか。 工事工程表どおり工事着手したか 品質・安全確保の姿勢、社内体制、損害保険等の加入が適切に行われているか。 下請負なしで適正な内部施工体制ができるいるか。 施工体制台帳等(写し)の提出状況、施工体制台帳、施工体系図が適切であるか。また、下請負契約書、下請主任技術者の配置、資格が明確になっていたか。 退職金制度届出書が提出されているか。 工事カルテが登録されているか。 現場詰所、休憩所、便所、(宿舎)等の設備がなされ、また、法定労働時間の厳守がなされていたか。 	共通(農林・土木) 契約後7日以内 (約款10条) 工程表と同時提出 施工体制台帳等(写し)及び再下請負通知書の写しは下請契約後7日以内に提出 (約款7条) 契約後1ヶ月以内に提出 (共仕1-1-1-45) 500万円以上契約後10日以内に登録 (共仕1-1-1-6)
現場代理人	社員証等	<ul style="list-style-type: none"> 常駐していたか。社員証を携帯しているか。 営業所専任技術者と兼務していないか 設計内容の理解度、監督員との連絡がされていたか。 現場運営が適切であったか。 安全管理指導が適切であったか。 	常駐(約款10条)
主任(監理)技術者	社員資格証等	<ul style="list-style-type: none"> 規模に応じた技術者の配置がされているか。また、社員証、資格証を携帯しているか。 営業所専任技術者と兼務していないか 設計図書の照査、現場状況の把握が適切にされているか。 技術判断が十分であったか。 段階確認、中間検査を適時適切に段取りし実施したか。 	4,500万円(建築1式工事の場合は9,000万円) 以上は専任(建設業法26条3項) 下請負額5,000万円(建築1式工事の場合は8,000万円)以上は監理技術者(建設業法26条2項)

項目	関係書類	検査留意事項	備考
3 施工状況	施工計画書 工事打合簿 工事日誌 出来形管理図 工事写真 等	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書、施工（承認）図の内容が適切に行われていたか。 出来形管理、工事写真が適正に整理されているか。 材料及び施工中の試験、検査記録等の品質管理が適正に行われていたか。 工事日誌、打合せ記録、協議記録が書面で整理されているか。 工事現場のイメージアップの工夫がされているか。 工事の後片付けが良好にされているか。 	
4 工程管理	実施工程表 休日等取得実績書 等	<ul style="list-style-type: none"> 工程表による適正な管理が行われていたか。 現場の休日の確保が適切に行われていたか。 	遅れた場合の対策 (約款第 11 条)
5 安全対策	安全日誌 等	<ul style="list-style-type: none"> 現場への入り制限、安全標識、保安施設が良好に行われていたか。 安全巡視、パトロールが十分に行われていたか。 新規入場者教育、KYK 等の安全教育が十分に行われていたか。 保護具の装着が守られていたか。 道路交通法、労働安全衛生法等を遵守していたか。 車両・機械類の点検が行われていたか。 	写真 安全日誌 責任者の選任 月毎に半日以上
6 対外関係等	マニフェスト集計表等	<ul style="list-style-type: none"> 関連工事との連絡調整、地元関係者との調整が良好になされていたか。 騒音、振動、大気汚染、水質の汚濁等周辺環境の保全に十分配慮されていたか。 建設副産物の分別、保管が良好に行われているか。 産業廃棄物の運搬、処分の委託契約、マニフェストが整理し管理されているか。 工事に適用される法律上の手続き（警察、県、市町村等が適切に行われていたか。 	書類提出
7 事故・違反等の有無		<ul style="list-style-type: none"> 労災事故や第三者に損害を与えた事故等はなかったか。 契約違反等はなかったか。 建設業法、産廃法、労働基準法、道路交通法等の法律違反はなかったか。 	一括下請負 義務履行違反等 過積載 (約款 1 条 1 項)

別表3 出来形検査基準

(農林工事)

工 種		内 容	検 査 密 度
1 共 通 工 事	1. 掘 削	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		法 長	
		施工 延 長	
	2. 盛 土	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		法 長	
		施工 延 長	
	3. 石 積み コンクリー- トブロック積 石張工 コンクリート ブロック張 (河川護岸は 除く)	基 準 高	基準高、法長、施工延長等は、100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 控長・厚さは、工事写真・出来形管理図で確認できない場合は、抜石（ブロック）により 1,000m ² につき 1 カ所以上測定する。 ただし、1,000m ² 以下は 2 カ所測定する。 抜石（ブロック）検査の箇所の選定にあたっては、偏ることなく全体が把握できるよう適切に選定する。
		厚 さ	
		法 長	
		施工 延 長	
		凹 凸	
	4. 張ブロック	基 準 高	基準高、幅、施工延長等は、200m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。 控長・厚さは、工事写真・出来形管理図で確認できない場合は、抜石（ブロック）により 1,000m ² につき 1 カ所以上測定する。 ただし、1,000m ² 以下は 2 カ所測定する。 抜石（ブロック）検査の箇所の選定にあたっては、偏ることなく全体が把握できるよう適切に選定する。
		幅	
		厚 さ	
		施工 延 長	
	5. 基礎杭打工 木杭、鋼管 杭、深礎杭、 ブレキヤトコンクリ- ト杭、場所打 ち杭	基 準 高	施工本数 5 本につき 1 本以上測定する。
		偏 心	
		傾 斜	
	6. 矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基 準 高	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		中心線のズレ	
		施工 延 長	

工種		内 容	検査密度
1 共 通 工 事	7. オープン ケーソン	基 準 高	1基ごとに1カ所以上測定する。
		幅	
		厚 さ	
		高 さ	
		長 さ	
		偏 位	
	8. 栗石基礎 碎石基礎 砂基礎 均しコンクリート	幅	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		厚 さ	
		施工延長	
	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎 コンクリート側溝 コンクリート管渠 横断構造物 コンクリート擁壁 その他上記に 準ずるもの	基 準 高	施工延長 200m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		厚 さ	
		高 さ	
		施工延長 (又は長さ)	
		施工延長	
	10. 精度を要 するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	基 準 高	1基ごとに1カ所以上測定する。
		幅	
		厚 さ	
		高 さ	
		長 さ	
	11. U字溝 U字クリーク ベソクリーク	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		中心線のズレ	
		施工延長	
	12. 土水路	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		高 さ	
		施工延長	
	13. アンカー	削孔長	段階確認及び中間検査結果の資料等により検査する。
		削孔位置	
		削孔方向	
	14. 鉄筋挿入 工	削孔長	段階確認及び中間検査結果の資料等により検査する。
		削孔位置	
		削孔方向	
	15. 鉄筋組立	かぶり	段階確認及び中間検査結果の資料等により検査する。
		平均間隔	

工種		内 容	検査密度
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	厚 さ	3ha に 1 筆 2 点以上
	2. 基礎造成 表土整地	基 準 高	3ha に 1 筆 8~12 点
		均 平 度	
		面 積	
	3. 畦畔復旧	幅	施工延長 2,000m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 2,000m 以下は 2 カ所測定する。
		高 さ	
	4. 道路工 (砂利道)	基 準 高	幹線道路については、施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。 支線道路については、施工延長 2,000m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 2,000m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		厚 さ	
		施工延長	
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	耕 起 深	1ha につき 1 カ所の割合で測定する。
	2. テラス (階段畑)	幅	施工延長 1,000m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 1,000m 以下は 2 カ所測定する。
		耕 起 幅	
		側 溝 幅	
		側 溝 高 さ	
	3. 道路工 (耕作道)	法 勾 配	施工延長 1,000m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 1,000m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		厚 さ	
		側 溝 幅	
	4. 土壌改良	P H 測 定	10ha につき 1 カ所の割合で測定する。
	5. 改良山成	基 準 高	1ha につき 1 カ所の割合で測定する。
		法 勾 配	施工面積 1,000m ² につき 1 カ所の割合で測定する。
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	1. 路床工	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		中心線のズレ	
		施工延長	
	2. 路床 安定処理工	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		厚 さ	
		施工延長	

工種		内 容		検査密度
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	3. 路盤工	基 準 高	施工延長 200m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。	
		幅		
		厚 さ		
		中心線のズレ		
		施工延長		
	4. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	厚 さ	施工面積 3,000m ² につき 1 カ所以上コアーにより測定する。 ただし、施工面積 3,000m ² 以下 2,000m ² までは 2 カ所、1,000m ² 以下は 1 カ所測定する。 簡易舗装の場合は、3,000m ² 以下を全て 1,000m ² に読み替える。	
		幅		
		中心線のズレ		
		施工延長		
		平 坦 性		
	5. 砂利舗装工	幅	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。	
		厚 さ		
		施工延長		
	6. 道路トンネル	支保工	幅 間 隔	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		コンクリート覆工	基 準 高 幅 巻 厚 高 さ 中心線のズレ 施工延長	
		支保工	幅 間 隔	
		吹付コンクリート厚		
		ロックボルト	位置間隔 角 度 深 さ 孔 径	
		コンクリート覆工	基 準 高 幅 巻 厚 高 さ 中心線のズレ 施工延長	
		支保工	幅 間 隔	
		吹付コンクリート厚		
		ロックボルト	位置間隔 角 度 深 さ 孔 径	
		コンクリート覆工	基 準 高 幅 巻 厚 高 さ 中心線のズレ 施工延長	
	7. 道路トンネル (NATM)	支保工	幅 間 隔	

工種		内 容		検査密度
5 水路トンネル工事	1. 水路トンネル	支保工	幅	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。
			間隔	
		コンクリート覆工	基 準 高	
			幅	
			巻 厚	
			高 さ	
			中心線のズレ	
		施工延長		
6 水路工事	1. 現場打開水路	基 準 高	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
		幅		
		厚 さ		
		高 さ		
		中心線のズレ		
		スパン長		
		施工延長		
	2. 現場打サイホン	基 準 高	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
		幅		
		厚 さ		
		高 さ		
		中心線のズレ		
		スパン長		
		施工延長		
	3. 現場打暗渠	基 準 高	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
		幅		
		厚 さ		
		高 さ		
		中心線のズレ		
		スパン長		
		施工延長		
	4. コンクリート二次製品水路 鉄筋コンクリート 大型ブリーム 鉄筋コンクリート L形水路	基 準 高	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
		幅		
		厚 さ		
		中心線のズレ		
		施工延長		
	5. ボックスカルバート水路	基 準 高	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
		中心線のズレ		
		施工延長		

工種		内 容	検査密度
7 排水路工事・河川工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		厚 さ	
		法 長	
		施工 延 長	
	2. コンクリートブロック積水路 鉄筋コンクリート柵渠	基 準 高	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		高 さ	
		中心線のズレ	
		施工 延 長	
	3. ライニング水路 連結ブロックコンクリートマット	基 準 高	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		幅	
		法 長	
		施工 延 長	
	4. 護岸工 (コンクリート張工) (アスファルト張工) (コンクリート張枠工)	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		厚 さ	
		法 長	
		施工 延 長	
	5. 護岸工 (コンクリートブロック張工)	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		高 さ	
		法 長	
		施工 延 長	
8 管水路工事	1. 管体基礎工 (砂基礎等)	幅	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		高 さ	
	2. 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC 管 PC 管	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		中心線のズレ	
		ジヨイント間隔	
		施工 延 長	
	3. 管水路 (ダーリッシュ 鋳鉄管) (強化プラスチック 複合管)	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		中心線のズレ	
		ジヨイント間隔	
		施工 延 長	
	4. 管水路 (硬質ポリ塩化 ビニル管)	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		埋 設 深	
		中心線のズレ	
		施工 延 長	

工種	内 容	検査密度		
8 管 水 路 工 事	5. 管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) 寸法 WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は、農林水産部土木工事施工管理基準別表のとおりとする。 接合法 突き合わせ溶接接手とする。 工法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。		
		管 布 設	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
			中心線のズレ	(管種等の適用範囲は、仕様書等による。)
			施工延長	
		溶接	施設機械等の検査の手引きによる。	
	6. 管水路 (埋設 とう性管)	エ ボ キ シ 樹 脂 塗 装	膜 厚	施工面積 50m ² につき 1 カ所 (0.5~1.0m ²) を 10 点測定する。
			外 観	適宜決定して検査する。
			付 着 性	
			締固めなし	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。
		た わ み 率	締固め I	
			締固め I 礫 質 土	
			締固め II	
	7. シールド 工事 (一次覆 工) コンクリートセグ メント 鋼製セグメント	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。	
		中心線のズレ		
		施工延長		
		たわみ率		
	8. シールド 工事 (二次覆 工) 既製管覆工 推進工事	基 準 高	施工延長 500m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は 2 カ所測定する。	
		中心線のズレ		
		ジョイント間隔		
		施工延長		
		たわみ率		

工種		内 容	検査密度
9 畑 かん がい 施設 工事	1. スプリンクラー	埋設深	1haにつき2ヵ所以上測定する。 ただし、1ha以下は2ヵ所測定する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ボルトレスジョン 桁)	幅	施工本数10本につき1本以上測定する。 ただし、施工本数10本以下は2本測定する。
		高さ	
		桁長	
		横方向の最大曲がり	
	2. 鉄筋コンクリート床版工	基準高	施工数5径間につき1ヵ所以上測定する。 ただし、施工数5径間以下は2ヵ所測定する。
		幅	
		厚さ	
		高欄幅	
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	高欄高さ	施工面積100m ² につき1ヵ所以上測定する。 ただし、施工面積100m ² 以下は2ヵ所測定する。
		地覆幅	
		地覆高さ	
		敷幅	
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工	擁壁の高さ	1基につき1ヵ所以上測定する。
		高さ	
		中心線のズレ	
		天端長	
		敷長	
		胸壁間距離	
		橋台沓部	
	2. 橋脚工 (引出式) (重力式) (半重力式)	基準高	農林水産部土木工事施工管理基準 別表第1「1. - 10. 精度を要するもの」による。 施工基数5基につき1基以上測定する。 ただし、施工基数5基以下は1基測定する。
		天端長	
		敷長	
		天端幅	
		敷幅	
		高さ	
		橋脚中心間の距離	
		中心線のズレ	

工種		内 容	検査密度
11 橋 梁 下 部 工 事	3. 橋脚工 (ラーメン式)	基 準 高	施工基数5基につき1基以上測定する。 ただし、施工基数5基以下は1基測定する。
		天 端 長	
		天 端 幅	
		中 間 幅	
		基 础 幅	
		高 さ	
		厚 さ	
		橋脚中心間の距離	
12 法 面 保 護 工 事	1. ラス張 植生マット 植生シート 纖維ネット 張芝 人工張芝 むしろ張工	面 積	施工面積の10%以上測定する。
		アソカーピン数 アソカーピン及び止め釘	施工面積1,000m ² につき1カ所以上測定する。 ただし、施工面積1,000m ² 以下は2カ所測定する。
		網の重ね合せ幅	
	2. 植生等の 工種 (伏工、 吹付工類)	法 長	施工延長200mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長200m以下は2カ所測定する。
		延 長	
		厚 さ	または、 施工面積の10%以上測定する。
		植 被 率	施工面積2,000m ² につき1カ所以上測定する。 ただし、施工面積2,000m ² 以下は2カ所測定する。
	3. 法枠工	法 長	施工延長200mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長200m以下は2カ所測定する。
		幅	
		高 さ	または、 施工面積1,000m ² につき1カ所以上測定する。
		吹付枠中心間隔	ただし、施工面積1,000m ² 以下は2カ所測定する。
		延 長	
	4. 特殊配合 モルタル 吹付工	面 積	施工面積の10%以上測定する。
		吹 付 量	施工面積1,000m ² につき1カ所以上測定する。 ただし、施工面積1,000m ² 以下は2カ所測定する。
		アソカーピン数	
		網の重ね合せ幅	
	5. コンクリート吹付工 モルタル 吹付工	吹 付 厚 さ	施工面積3,000m ² につき1カ所以上測定する。 ただし、施工面積3,000m ² 以下は2カ所測定する。

工種		内 容	検査密度
13 暗渠排水工事	1. 吸水渠	布設深	3haに1筆1本以上(1筆内10本以上は10本につき1本)の割合で上下流端の2カ所を測定する。 ただし、1本の施工延長が100m以上のときは、中間点を加えた3カ所とする。 なお、施工面積3ha以下は2筆測定する。
		間隔	
		施工延長	
	2. 集水渠 (支線)	布設深	吸水渠の検査耕区に係る集水渠であって、施工に係る始点から終点までの2カ所以上測定する。
		施工延長	
	3. 被覆材	幅	3haに1筆1本以上(1筆内10本以上は10本につき1本)の割合で上下流端の2カ所を測定する。 ただし、1本の施工延長が100m以上のときは、中間点を加えた3カ所とする。 なお、施工面積3ha以下は2筆測定する。
		深さ	
14 フレイダム工事	1. 監査廊 (暗渠タイプ)	基準高	施工延長100mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長100m以下は2カ所測定する。
		幅	
		厚さ	
		高さ	
		中心線のズレ	
		スパン長	
		施工延長	
	2. 堤体盛土	ゾーン幅	施工延長100mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長100m以下は2カ所測定する。
	3. 洪水吐	基準高	施工延長100mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長100m以下は2カ所測定する。
		厚さ	
		幅	
		高さ	
		中心線のズレ	
		スパン長	
		施工延長	
15 頭首工事	1. 本体	基準高	1基ごとに測定する。
		幅	
		厚さ	
		高さ	
		長さ	
	2. 護床ブロック (異形ブロック)	基準高	施工延長500mにつき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長500m以下は2カ所測定する。
		幅	

工 種		内 容	検 査 密 度
16 海岸河川工事	1. 捨石工 消波ブロック	基 準 高	施工延長 500m につき1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 500m 以下は2 カ所測定する。
		幅	
17 ため池改修工事	1. 堤体工	基 準 高	施工延長 100m につき1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2 カ所測定する。
		堤 幅	
		法 長	
		施工 延長	
	2. 洪水吐工	基 準 高	施工延長 100m につき1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2 カ所測定する。
		幅	
		厚 さ	
		高 さ	
18 客土工事	3. 横管工 同上付帶構造物 (土砂吐ゲート等)	中心線のズレ	施工延長 200m につき1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は2 カ所測定する。
		スパン長	
		施工 延長	
		基 準 高	
		幅	
		厚 さ	
18 客土工事	1. 客土工	高 さ	1 ha につき2 カ所以上測定する。 ただし、1 ha 以下は2 カ所測定する。
		中心線のズレ	
		施工 延長	
		現 況 高	
		搬 入 台 数	
		耕 土 補 給 厚 さ	
		均 し 度	

工種		内 容	検査密度
19 森 林 土 木 工 事 共 通	1 土 工	1 挖削工	基 準 高 法 長 法 勾 配 幅
			施工延長 200m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。
			基 準 高 法 長 法 勾 配 幅
			施工延長 200m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。
		2 法面工 ※他の工種は 12.法面保護工 事を参照のこと	法 長
			施工延長 200m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は 2 カ所測定する。 または、 施工面積 1,000m ² につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工面積 1,000m ² 以下は 2 カ所測定する。
	3 擁 壁 工		延 長 厚 さ
	1 (一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 厚 さ 幅 高 さ のり 勾 配	
		施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。	
		延 長	
		1 施工カ所ごとに測定する。	
	2 プレキャス ト擁壁工	基 準 高 延 長	
		施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 1 施工カ所ごとに測定する。	
	3 補強土壁工 (テールアーチ) (多数アーチ) (ゾーリング) を用いた補強 土工法	基 準 高 高 さ 鉛 直 度 延 長	
		施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。	
		1 施工カ所ごとに測定する。	
		延 長	
	4 基 礎 工	4 井桁ブロック工	基 準 高 のり 長 厚 さ 延 長
			施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
			1 施工カ所ごとに測定する。
			延 長
20 治 山 ・ 渓 間	1 法 面 工	1 基礎杭打工	1 共通工事の 5 基礎杭打工を参照。
		2 栗石基礎	1 共通工事の 8 栗石基礎を参照。 ※碎石基礎、均しコンクリートも同様とする。
		1 かご工 (じゃかご) (ふとんかご)	基 準 高 幅 (厚さ) 高 さ 長 さ
			施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 ※基準高については、軟弱地盤等で施工する場合は不要とする。
			高 さ
			長 さ

工 種		内 容	検 査 密 度		
20 治 山 ・ 溪 間 工	2 コン クリ ー ト 治 山 ダ ム 工	1 コンクリート治山ダム本体工 (谷止工) (床固工) (副堤)	基 準 高 天 端 厚 袖 天 端 厚 放 水 路 上 長 放 水 路 下 長 堤 長 法 勾 配	1基ごとに2カ所以上測定する。	
		2 コンクリート側壁工	基 準 高 厚 さ 長 さ 法 勾 配	1基ごとに2カ所以上測定する。	
		3 水叩工 (水叩工) (垂直壁)	基 準 高 幅 延 長	1基ごとに1カ所以上測定する。	
	3 鋼 製 治 山 ダ ム 工	1 鋼製ダム 本体工 (不透過型)	水 通 し 部 基準高 長 さ 幅 法勾配 袖 部 袖 高 幅 法勾配	1基ごとに2カ所以上測定する。	
		2 鋼製ダム 本体工 (透過型)	堤 長 堤 幅 高 さ	1基ごとに2カ所以上測定する。 ※格子形、A型、B型の鋼製部分に限る。	
		3 鋼製側壁工	堤 高 長 さ 幅 下流側倒れ 高 さ	1基ごとに2カ所以上測定する。	
		4 木 製 治 山 ダ ム	1 木製治山 ダム本体工	基 準 高 長 さ 幅 (厚さ) 法 勾 配	1基ごとに2カ所以上測定する。
		21 治 山 ・ 流 路 工	1 床 固 め 工	1 魚道工	施工延長 40m につき1カ所測定する。 ただし、施工延長 40m 以下は2カ所測定する。

工 種			内 容	検 査 密 度
21 治山・ 流路工	2 流路工	2 本体工	20 治山・渓 間工 2コンク リート治山ダ ム工、3鋼製 治山ダム工参 照	施工延長 50m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 50m 以下は 2 カ所測定する。
		3 側壁工		
		4 水叩工		
		5 護岸工		
		交 角		特別仕様書又は施工計画書に記載された場合測 定する。
	1 土 留 工	1 コンクリー ト土留工	基 準 高 高 さ 幅(厚さ) 長 さ	施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		2 石積及び コンクリート ブロック積土 留工	基 準 高 高 さ 長 さ 法 勾 配 幅(厚さ)	施工延長 100m につき 1 カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
		2 落石防 護工	基 準 高 長 さ 高 さ	全基数の 10% 以上測定する。 ただし、10 基以下は 2 基測定する。 基礎が連続する場合には、施工延長 100m につ き 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 ※コンクリート基礎がある場合は、22-1-1 コ ンクリート土留工による。
		3 暗渠工 (水路併用)	基 準 高 ※ 厚 さ ※ 幅 ※ 高 さ 深 さ 延 長	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 ※印は、現場打ち部分のある場合
	4 山 腹 工	1 水路工	幅 深 さ 延 長	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
	5 桁 工	1 桁工 筋工、編柵類	長 さ	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。
	6 植 生 工	1 植生等の 工種	長 さ 幅(厚さ)	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。

工 種			内 容	検 査 密 度	
22 治山・山腹工	7 伏工	1 伏工	法 長	施工延長 100m につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。 または、施工面積の 10%以上測定する。	
			延 長		
			重ね合せ幅	施工面積 1,000m ² につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工面積 1,000m ² 以下は 2 カ所測定する。	
	8 法面工	1 法面工	12 法面保護工事、19 森林土木工事共通の 2 法面工、20 治山・ 渓間工の 1 法面工を参照。		
23 地 す べ り 防 止 工	1 集 水 井 工	1 施工 (集水井工)	基 準 高	1 基ごとに 1 カ所測定する。	
			偏 心 量		
			長 さ		
			巻立て幅		
			巻立て厚さ		
	2 杭 工	1 杭工	基 準 高	施工本数 20 本につき 1 本測定する。 ただし、施工本数 20 本以下は 2 本測定する。	
			根 入 長		
			偏 心 量		
	3 暗 渠 工	1 集排水 ボーリング	基 準 高	10 孔未満は 1 孔、10 孔以上 5 孔超えるごとに 1 孔測定する。 ただし、集水ボーリング数と排水ボーリング数は 別にカウントする。	
			長 さ		
			傾 斜 角		
			方 向		
24 森 林 整 備	1 森 林 整 備	1 グライド 防止工	水 平 間 隔	全基数の 10%以上測定する。 ただし、10 基以下は 2 基測定する。	
			斜 長 間 隔		
			三 角 枠 の 角 度		
		2 鋼製柵工 (鋼鉄) (コンクリートバー付き)	基 準 高	全基数の 10%以上測定する。 ただし、10 基以下は 2 基測定する。 基礎が連続する場合には、施工延長 100m につ き 1 カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は 2 カ所測定する。	
			長 さ		
			高 さ		
			基礎 コン クリ ート		
			基 準 高		
			高 さ		
		3 アンカー付 吊柵	幅 (厚さ)		
			施工延長		
			基 準 高	全基数の 10%以上測定する。 ただし、10 基以下は 2 基測定する。	
			アンカーと ロープの内角度		
	4 階 段 切 付 工		柵とアンカーの なす角度		
			列・柵間隔		
			基 準 高		
			階 段 幅		
			法 勾 配		
			法 長		
			施 工 延 長		

工 種		内 容	検 査 密 度
24 森 林 整 備	1 森 林 整 備	5 地拵え	施工面積 (測点間距離) (傾斜角・方位角) 筋 置 幅
			施工面積 0.5ha につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工面積 0.5ha 以下は 2 カ所測定する。
			24-1-5 地拵えに同じ。
			施工面積 0.5ha につき 1 $^{\circ}$ ロット以上測定する。 ただし、施工面積 0.5ha 以下は 2 $^{\circ}$ ロット測定する。 1° ロット = $10m \times 10m = 100m^2$ ($100m^2$ $^{\circ}$ ロット) 地形条件により、円形 $^{\circ}$ ロット ($r=5.65m$) も可とする。 (植栽間隔測定カ所を $^{\circ}$ ロットに代替えできる。)
		6 植栽	本 数
			施工面積 0.5ha につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工面積 0.5ha 以下は 2 カ所測定する。 (1 カ所につき、縦横、苗木 5~10 本分をまとめた長さを測定し、その平均値を植栽間隔とする。)
		7 施肥	植 栽 間 隔
			施工面積 2ha につき 1 カ所以上測定する。 ただし、施工面積 2ha 以下は 2 カ所測定する。
			施工面積 2ha につき 1 $^{\circ}$ ロット以上測定する。 ただし、施工面積 2ha 以下は 2 $^{\circ}$ ロット測定する。 ($100m^2$ $^{\circ}$ ロット)
		8 雪起し	本 数
			24-1-7 施肥に同じ。
			24-1-7 施肥に同じ。
			24-1-7 施肥に同じ。
		9 本数調整伐 ・除伐	施工面積 (測点間距離) (傾斜角・方位角)
			施工面積 2ha につき 1 $^{\circ}$ ロット以上測定する。 ただし、施工面積 2ha 以下は 2 $^{\circ}$ ロット測定する。 1° ロット = $10m \times 20m = 200m^2$ ($200m^2$ $^{\circ}$ ロット) 地形条件により、円形 $^{\circ}$ ロット ($r=7.99m$) も可とする。
			施工面積 2ha につき 1 $^{\circ}$ ロット以上測定する。 ただし、施工面積 2ha 以下は 2 $^{\circ}$ ロット測定する。 1° ロット = $10m \times 20m = 200m^2$ ($200m^2$ $^{\circ}$ ロット)
		10 下刈り	本 数 (伐採率)
			24-1-7 施肥に同じ。
			24-1-7 施肥に同じ。

工 種			内 容	検 査 密 度	
24	森 林 整 備	11 枝落し	施工面積	24-1-7 施肥に同じ。	
			(測点間距離)		
			(傾斜角・方位角)		
			本 数	24-1-7 施肥に同じ。	
			高 さ	17° ポットにつき2本以上測定する。	
		12 根踏・割 竹設置	施工面積	24-1-7 施肥に同じ。	
			(測点間距離)		
			(傾斜角・方位角)		
			本 数	24-1-7 施肥に同じ。	
		13 客土	施工面積	24-1-7 施肥に同じ。	
			(測点間距離)		
			(傾斜角・方位角)		
			本 数	24-1-7 施肥に同じ。	
		14 つる切	施工面積	24-1-7 施肥に同じ。	
			(測点間距離)		
			(傾斜角・方位角)		
		15 歩道新設 ・補修、刈 払い	測点間距離	施工延長 200m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は2カ所測定する。 (従たる工事の場合、延長 20m 未満の施工 は、延長測定1カ所または断面測定1カ所に省略 することができる。)	
			断 面		
		16 木製海岸 防風柵工	延 長	施工延長 100m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
			高 さ		
			支柱間隔延長		
			支柱傾斜角度		
25	1 一 般	1 路線・縦断	IP の位置	施工延長 200m につき1カ所以上測定する。 ただし、施工延長 200m 以下は2カ所測定する。	
			中心線		
			IP の距離		
			測点間の距離		
			中心線の寄り		
			施工基面等	施工基面標	
	2 法面工	1 柵工	22 治山・山腹工の5柵工を参照。		
		2 その他	12 法面保護工事、19 森林土木工事共通の2法面工、20 治山・渓間工の1法面工を参照。		
	3 摊壁工	1 木製土留・ 擁壁工 2 土のう積工	延 長	施工延長 100m につき1カ所測定する。 ただし、施工延長 100m 以下は2カ所測定する。	
			法 勾 配		
			法長又は高さ		
		3 その他	1 共通工事の3石積み、19 森林土木工事共通の3擁壁工を参照。		

工 種		内 容	検 査 密 度
25 林 道 施 設 工	4 カルバート工	1 場所打函渠工	基 準 高 厚 さ 幅 (内法) 高 さ 延 長
		2 ボックスカルバート	6水路工事の5ボックスカルバート水路を参照。
	5 排水施設工	1 側溝工 (素掘り)	高 さ 幅 延 長
		2 横断工 (開渠)	基 準 高 高 さ 幅 厚 さ 延 長
		3 コルゲートパイプ工	基 準 高 変 形 量
		4 コルゲートフリューム工	ス パ ン 延 長
		5 洗越工	長 さ 幅 高さ (厚さ)
		6 流末工	長 さ 幅 高 さ
		7 側溝工 (二次製品)	基 準 高 延 長
		8 暗渠工 (遠心力鉄筋コンクリート管)	8管水路工事の2管水路を参照。
		9 大型コンクリート二次製品水路	6水路工事の4コンクリート二次製品水路を参照。
	6 路盤工・舗装工	1 路床工 2 路床安定処理工 3 路盤工 4 コンクリート舗装工 アスファルト舗装工 5 砂利舗装工	4 舗装工事・道路改良工事を参照。

別表3 出来形検査基準

(土木工事)

工種		内 容	検査密度
土工	土工 (盛土、切土)	基準高、幅、法長、法勾配	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
共通的工種	矢板工	矢板	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
		頭冠コンクリート	基準高、幅、高さ
	プレキャストボックスカルバート	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	1施工につき1箇所以上。
	プレキャストU型側溝	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
	現場打U型側溝	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	
基礎工	基礎材 (クラッシャーラン、栗石、均しコンクリート)	幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
	基礎コンクリート	基準高、幅、高さ、延長	
	基礎杭 (既成杭、場所打杭、深基礎杭)	基準高、根入長、径、偏心量	杭5本につき1本以上。
	ケーロン (オープ、ニューマチック)	基準高、長さ、高さ、幅、壁厚、偏心量	1基につき1箇所以上。
石・ブロック積(張)工	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、法勾配、厚さ、控長、延長	基準高、法長、延長は、100mにつき1箇所以上(ただし施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。 控長、厚さは工事写真、出来形管理図で確認できない場合は1,000m ² につき1箇所以上(ただし1,000m ² 以下の場合は2箇所以上)抜石(ブロック)により検査。 なお、抜石(ブロック)箇所の選定にあたっては、かたよることなく、全体が把握できるよう適切に選定する。

(土木工事)

工種	内 容	検査密度
一般舗装工	路盤 (上層、下層)	基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。 基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	舗装 (表層、基層)	基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。 平坦性は資料検査、厚さは施工面積10,000m ² につき1箇所以上(ただし、施工面積10,000m ² 以下の場合は2箇所以上)コアーにより検査。 なお、コアー箇所の選定にあたっては、かたよることなく、全体が把握できるよう適切に選定する。
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
地盤改良工	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
法面工(共通)	植生工 (種子、張芝、筋芝、市松芝、種子帯、植生ネット等)	厚さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)。
	吹付工 (モルタル、コンクリート、厚層基材)	厚さ、法長、延長
	法枠工 (現場打、プレキャスト)	幅、高さ、法長、法勾配、間隔、延長
	アンカーア 鉄筋挿入工	削孔長、削孔位置、削孔方向 段階確認結果の資料等により検査。
擁壁工(共通)	現場打擁壁 プレキャスト擁壁	基準高、幅、厚さ、高さ、延長、法勾配 100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
	井桁ブロック	基準高、法長、法勾配、厚さ、延長

(土木工事)

工種	内 容	検査密度
河川	築堤護岸工	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、法勾配、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。
	浚渫工（川）	基準高、幅、深さ、延長
	樋門・樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 樋門、樋管、水門は1基につき2箇所以上。呑口部は1箇所以上。
	水門工	
海岸	堤防護岸工	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、法勾配、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。
	突堤・人工岬工	根固め、消波ブロックは、ブロック個数100個につき1個以上（ただし、ブロック個数100個以下の場合は2個以上）。
	離岸堤工	
	浚渫工（海）	基準高、幅、深さ、延長
砂防	砂防ダム工 (本体、側壁、水叩)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長、法勾配 1施工箇所につき1箇所以上。
	流路工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）。
	斜面対策工 盲暗渠	基準高、延長、幅、厚さ 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。
	U型側溝	基準高、幅、厚さ、高さ、延長
	集排水ボーリング	削孔長、削孔位置、削孔方向 段階確認結果の資料等により検査。
	集水井	基準高、深さ、径、偏心量 1施工箇所につき1箇所以上。
ダム	コンクリートダム工	基準高、幅、ゾイント 間隔、堤長、勾配 5ジョイントにつき1箇所以上。
	フィルダム工 (コア、フィルター、ロック)	基準高、盛立幅、勾配、ゾーン境界線 5測点につき1箇所以上。

(土木工事)

工種		内 容	検 査 密 度
道 路 改 良 工 程	現場打ボックス カルバート	基準高、厚さ、幅、 高さ、延長	1施工につき1箇所以上。
	落石防止網	幅、延長	1施工箇所につき1箇所以上。
	落石防護柵	高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
	防 雪 柵	高さ、延長	
橋 梁 上 ・ 下 部 工 程	橋 梁 下 部 (橋台、橋脚)	基準高、幅、厚さ、 高さ、径間長、変位	径間長、中心線の変位は、各径間毎、その他は1基につき1箇所以上。
	橋 梁 上 部 (鋼橋、コンクリート橋)	部材寸法、基準高、 支間長、主桁の中心 間距離、キャンバー	部材寸法は、各径間の主桁等主要部材毎に1箇所以上。 その他は、5径間以上は2径間につき1箇所以上(ただし、5径間以下の場合は2箇所以上)。
トン ネ ル 工 程	覆 工 (矢板、コンクリート)	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長、間隔、 偏心量	両坑口部を含めて100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は、両坑口部を含めて3箇所以上、吹付コンクリートの厚さは、各箇所毎に7点以上)。
	吹付コンクリート	厚さ	
	坑 門	基準高、幅、高さ、 延長	1施工箇所につき1箇所以上。
下 水 道	開 削 管 渠	基準高、幅、高さ、 だ行、延長、管径	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)。
	推 進 管 渠	基準高、だ行、延長、 管径	
	シ ー ル ド (1・2次覆工)	基準高、厚さ、だ行、 延長、内径	
	人 孔	基準高、幅、高さ、 厚さ	1施工箇所につき1箇所以上。

港	岸壁、防波堤工 (ケーソン、 上部コンクリート)	基準高、幅、長さ、 高さ、壁厚	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）。
湾	浚渫工（海）	基準高、幅、深さ、 延長	
その他の構造物		工種に応じ、基準 高、 幅、厚さ、高さ、 深さ、法長、長さ等	同種構造物を準用。

- 注 (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合や、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、監督員の確認資料及び品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表4 品質検査基準

(農林・土木工事)

工 種	検 査 内 容	検 査 方 法
材 料	品質形状は、設計図書等と対比して適切か。	①品質証明書により検査。
二次製品類 (コンクリート、鋼材)	(1)工場検査は実施されているか。 (2)工場報告書等で品質が確認できるか。	①品質証明書により検査。
コンクリート工 (無筋コンクリート、 鉄筋コンクリート、 モルタル)	コンクリート・モルタルの強度、スランプ、 塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設 計図書等と対比して適切か。	①コンクリートの受入れ時及び施工時 における試験結果や品質管理記録等の 資料により検査。 ②上記①の資料で合格と判定できない 場合等、所定の品質を有していると判 断できない時は、非破壊試験 (JSCE-G504「テストハンマーに よる強度推定」)で測定。 ③非破壊試験で合格と判定できない場 合は、コアを採取して試験を行う。 (JIS-A1107により採取)
ガス圧接工	鉄筋を圧接する接合部は、適切か。	①試験結果の資料により検査。
基 础 工 (鋼管杭、H鋼杭、 コンクリート杭)	(1)基礎の位置、上部との接合及び溶接部等 は適切か。 (2)支持力は、設計図書と対比して 適切か。	①試験結果の資料により検査。
路 盤 工	(1)路盤材料の合成粒度は、設計図書と 対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は、設計図書 と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料等が ない場合は実測。
アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗 設温度は、設計図書と対比して適切か。	①アスファルト混合物事前審査委員 会が認定した合材を使用してい るか、認定通知書の内容等の検査。 ②同委員会が認定していない合材を 使用している場合で、配合設計等 が適切であると判断できる資料等 がない場合は実測。

(農林・土木工事)

工種	検査内容	検査方法
アンカーアンカーワーク	品質保証試験がグランドアンカーデザイン・施工基準に基づき実施され、同基準の引張荷重に対して安全か。	①試験結果の資料により検査 適性試験の一定量を中間検査で実施していること。 ②適切であると判断できる資料等がない場合は、適性試験を実施。
鉄筋挿入工	「地山補強土工法設計・施工マニュアル」及び特別(記)仕様書に基づき実施され、地山と一体となり、容易に引抜けないよう施工されているか。	①試験結果の資料により検査 受入れ試験の一定量を中間検査で実施していること。 ②適切であると判断できる資料等がない場合は、受入れ試験を実施。
土工	(1)土質・岩質は、設計図書等と一致しているか。 (2)支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料等がない場合は実測。
捨石工 (石材)	岩の比重、圧縮強度等が適切か。	①試験結果の資料により検査。
溶接工	溶接部のビートやその周辺にわれの箇所がない等適切に溶接されているか。	①浸透探傷試験(カラーチェック)等により検査。 ②すみ肉溶接試験等は試験結果の資料により検査。
構造物の機能	構造物又は付属設備等の機能は設計図書と対比して適切か。	①実際に操作して検査。
その他の構造物	設計図書と対比して適切か。	①試験結果の資料により検査。 ②適切であると判断できる資料等がない場合は実測。

参考　出来ばえの検査基準

(農林・土木工事)

項目	検査内容
盛土、築堤	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ面、とおり等の全体的美観。 端部の処理、構造物へのすり付け状況。
コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートのクラック、気泡孔の状況。 構造物のとおり、天端仕上げ、端部仕上げの状況。 目地位置、打継目の処理状況、段差、ズレの有無。 全体的な外観。
舗装工	<ul style="list-style-type: none"> 舗装表面の平坦性、均一性、雨水処理の状況。 構造物へのすり付け、とおり、端部処理の状況。 全体的な美観。
法面工	<ul style="list-style-type: none"> 仕上がり面、勾配のとおり等全体的な美観。 浮石等の有無。 植生の活着、色むらの状況。 構造物との端部処理の状況。
鋼橋工	<ul style="list-style-type: none"> 溶接、塗装の均一性。 表面の補修箇所の有無。 傷、錆の有無。 全体的な美観。
植栽工	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の活着状況。 支柱の取付け状況。 全体的な美観。
コンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の露出、ひび割れ、豆板の有無。 ヘヤークラック、欠け、気泡孔、表面の凸凹、反り等の状況。 目地の処理状況。 段差、ズレの有無。 全体的な美観。